

募 集 要 項

日亜化学工業学生支援基金給付型奨学金による学生支援について【第19回目募集】

【支援策の概要】

日亜化学工業株式会社様から、新型コロナウイルス感染対策に伴う家庭収入減やアルバイト収入減による経済的困窮に加えて家庭の事情等により学生生活に支障を来している学生に対する緊急支援のお申し出をいただきました。

そこで、本校としては日亜化学工業株式会社様のご厚意を寄附金として受け入れ、本校での勉学継続に強固な意志がありかつ経済的な支援が必要な学生のために日亜化学工業学生支援基金として、返済を要しない奨学金を給付するための募集を行うこととします。

【応募の要件】

新型コロナウイルス感染拡大に伴う収入減により、学生生活に支障を来していると認められる本校学生で、次の①⑩⑪⑫⑬または②～⑨の2項目以上を満たす者。ただし、④～⑨については令和3年9月30日までの申請分とする。

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る影響等を受けて家計が急変した世帯
- ② 主たる生計維持者（保護者等）の令和3年8月～令和4年1月までの給与所得または事業所得が令和2年8月～令和3年1月までと比較し半減した者
- ③ 親権者2名分（保護者等）の令和3年度住民税非課税証明書が提出できる者
- ④ 令和3年度にアルバイト許可願を経済的理由により申請し許可を受けている学生
- ⑤ 令和3年度の授業料減免もしくは授業料免除申請者
- ⑥ 日本学生支援機構奨学金貸与者または申請者
- ⑦ 都道府県奨学金等貸与者または申請者
- ⑧ 日本学生支援機構給付奨学生または日本学生支援機構給付奨学金申請者
- ⑨ オンライン学修またはパソコンでの課題作成に支障をきたしている者（教務管轄または明正寮でパソコン貸出を申請した者）
- ⑩ 特別欠席を伴う旅行をし、感染防止のため、ホテルなどで自主隔離した者（事前に特別欠席を提出する際に、あわせて本奨学金について申請すること）
- ⑪ 令和2年12月以降に生計維持者が死亡、就労困難（長期療養など）により世帯収入が大きく減少した者
- ⑫ 障害や病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている者（いわゆる「ヤングケアラー」に準ずる学生）
- ⑬ 令和3年4月以降に生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した者

【支援の対象】

応募要件を満たし、日亜化学工業学生支援基金による生活緊急支援が必要と日亜化学工業学生支援基金選考委員会（以下「選考委員会」という。）が認めた者

【採用者数】

支援の対象となった者全員

【給付期間】

①～⑨、⑪～⑬ 原則として、採択された月～令和4年12月まで（本科5年生及び専攻科2年生は令和4年3月まで）。ただし⑪は令和3年4月以降の該当月からとします。

⑩ 当該期間

【支援の内容】

学生本人名義の徳島大正銀行の口座に、①～⑨及び⑪～⑬については月額20,000円を、⑩については1泊当たり5,000円を上限として14日分までを補助することを原則とする。ただし、⑪の遡及分については分割して給付します。

【申請方法】

日亜化学工業学生支援基金の奨学金給付を希望する者は、別に定める申請書、通帳の写しおよび奨学金支援希望書（支援希望の理由、支援活用の意思など）をレターパックライトにより申請すること。

※申請書の理由欄には、家庭や自分の収入などの大幅減によって学生生活を維持するのが困難であるなど、緊急支援の必要性を具体的に明記するとともに、学生支援基金の使用目的について記載すること。なお、このほかに支援の必要性を確認するため資料等の提出を求める場合があります。

【申請締め切り】

令和4年2月25日（金）16：00 必着

【日亜化学工業学生支援基金奨学生の決定】

日亜化学工業学生支援基金の決定は、申請内容に基づき選考委員会が行う。選考結果については申請者本人に書面で通知する。

【日亜化学工業学生支援基金の返還】

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、定められた期限までに日亜化学工業学生支援基金を全額返還すること

- （1）申請内容に虚偽もしくは誤りがあったとき
- （2）その他緊急支援の必要性が認められなかったとき
- （3）日亜化学工業学生支援基金奨学生にふさわしくないと選考委員会が判断したとき

【その他】

予算等の都合により、支援の内容を変更する場合があります。

【提出先及び問い合わせ】

学生課学生係（担当 山田）Tel.0884-23-7134 Fax.0884-22-4232

令和4年2月10日

あて名ラベル

申請書等を提出する際、下記ラベルを切り取ってレターパックライトに貼り付けてください。

〒774-0017

徳島県阿南市見能林町青木265

阿南工業高等専門学校学生課学生係 御中

(日亜化学工業学生支援基金生活緊急支援金申請書在中)

- 申請書(全員) 振込票(全員)
- 通帳の写し(全員) 非課税証明書人数分(該当者のみ)
- 奨学金支援希望書(全員) 新型コロナ関係書類(該当者のみ)
- 給与明細書または事業所得帳簿(②該当者のみ)
- 宿泊先の発行する領収書及び特別欠席願の写し(⑩該当者のみ)
- 戸籍抄本の写し(⑪該当者のみ)
- 介護保険保険被保険者証または診断書の写し(⑫該当者のみ)
- 身体障害者手帳等の写し(⑫該当者のみ)
- ヤングケアラーに関する参考資料(⑫該当者のみ)
- 罹災証明書等(⑬該当者のみ)